

水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年三月二十九日 条例第四号）

〔改正〕 昭和四十八年 三月三十日 条例第十一号

昭和五十七年 十月十五日 条例第二十六号

平成 二年 三月二十八日 条例第十二号

平成十二年十二月二十二日 条例第六十六号

水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例をここに公布する。

（趣旨）

第一条 この条例は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第三項の規定に基づき、同条第一項の排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）を定めるものとする。

（適用区域）

第二条 上乘せ排水基準の適用区域は、別表第一のとおりとする。

（上乘せ排水基準）

第三条 前条に定める区域に適用される上乘せ排水基準は、別表第二のとおりとする。

（検定方法）

第四条 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日 条例第十一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において現に特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）に対するこの条例による改正後の水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例別表第二中同表に掲げる適用の日又は適用期間の初日が昭和四十八年六月二十四日とされている上乗せ排水基準の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条第一項に係る場合にあつては、昭和四十八年九月三十日までは、適用しない。

附 則（昭和五十七年十月十五日条例第二十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（以下「新条例」という。）別表第二の一 木曾川水域に係る上乗せ排水基準の表備考第一号（二）に規定する施設（以下「追加特定施設」という。）のみを設置している工場又は事業場（設置の工事をしていないものを含む。）に係る新条例別表第二に掲げる上乗せ排水基準は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条第一項に係る場合にあつては、昭和五十八年十二月三十一日までは、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（以下「旧条例」という。）別表第二に掲げる既設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用を受けている工場又は事業場のうち追加特定施設を設置しているもの（設置の工事をしていないものを含む。）で、当該追加特定施設に係る事業が当該工場又は事業場の主たる事業であるものに係る上乗せ排水基準については、水質汚濁防止法第十二条第一項に係る場合にあつては、新条例別表第二の規定にかかわらず、昭和五十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例別表第二に掲げる新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用を受けている工場又は事業場のうち追加特定施設を設置しているもの（設置の工事をしていないものを含む。）で、当該追加特定施設に係る事業が当該工場又は事業場の主たる事業であるものに係る上乗せ排水基準については、新条例別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月二十八日条例第十二号）

この条例は、平成二年五月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十二日条例第六十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

別表第一（第二条関係）

区域の名称	範囲
木曾川水域	木曾川及びこれに流入する公共用水域
名古屋港・庄内川等水域	三重県境（海部郡弥富町大字栄南地先）から羽豆岬南端（知多郡南知多町大字師崎字明神山二番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（名古屋市内水域に属する水域を除く。）並びに知多郡南知多町大字篠島の地先海域及びこれに流入する公共用水域
名古屋市内水域	荒子川（右岸は名古屋港区一州町八十六番地一地先まで、左岸は名古屋港区築地町十一番地地先までの区間をいう。）、中川運河（右岸は名古屋港区築地町三番地地先まで、左岸は名古屋港区西倉町百十番地地先までの区間をいう。）、堀川（右岸は名古屋港区港町百一番地地先まで、左岸は名古屋港区東築地町二十六番地地先までの区間をいう。）、山崎川（右岸は名古屋港区東築地町二十六番地地先まで、左岸は名古屋港区大江町一番地一地先までの区間をいう。）、大江川（右岸は名古屋港区大江町二番地四地先まで、左岸は名古屋港区昭和町三十八番地二地先までの区間をいう。）、天白川（右岸は名古屋港区船見町四番地三地先まで、左岸は東海市南柴田町りの割三百六十三番地十二地先までの区間をいう。）及び庄内川（右岸は名古屋市内水域にこれらに流入する公共用水域（庄内川を除く。）
衣浦湾・境川等水域	羽豆岬南端から碧南市川口町二丁目百五十九番地地先に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（枝下用水及び明治用水を除く。）並びに知多郡南知多町大字日間賀島及び幡豆郡一色町大字佐久島の地先海域及びこれに流入する公共用水域
矢作川水域	碧南市川口町二丁目百五十九番地地先から蛭子岬突端（幡豆郡吉良町大字宮崎字丸山六十八番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（枝下用水及び明治用水を含む。）
渥美湾・豊川等水域	蛭子岬突端から伊良湖岬を經由して静岡県境（豊橋市東細谷町字根木谷百二十二番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域
天竜川水域	天竜川及びこれに流入する公共用水域

備考

この表に掲げる範囲は、昭和五十七年八月一日における地番等によつて表示されたものとする。

新設の工場 又は事業場					既設の工場 又は事業場					
下水道終末処理施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	旅館業	畜産農業又はサービ ス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	鉛 〇・五	し尿処理施設を有するもの	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	病院	旅館業	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの
二五 (二〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	二五 (二〇)
七〇 (五〇)	八〇 (六〇)	七〇 (五〇)	一〇〇 (八〇)	三〇 (二〇)	七〇 (四〇)	五〇 (四〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	三〇 (二〇)
				二						
				一〇						
				〇・五						〇・五
				一						一
昭和四十八年四月一日			昭和五十八年一月一日	昭和四十八年四月一日	昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日			昭和四十八年六月二十四日

備考

- 一 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。
 - (一) 昭和五十七年七月一日における水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「政令」という。）別表第一に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち(二)に規定する施設以外の施設を昭和四十八年三月三十一日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしていないものを含む。）
 - (二) 昭和五十七年七月一日における政令別表第一第一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号リ、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三、第六十三号の二、第六十四号の二、第六十六号の二、第六十八号の二、第六十九号の二、第六十九号の三、第七十号の二又は第七十一号の二から第七十一号の四までに掲げる施設のみを同年十二月三十一日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしていないものを含む。）
- 二 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
- 三 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 四 この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 五 排水基準を定める省令別表第二に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上のものに係る排水について適用する。
- 六 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日後において特定施設（昭和五十八年一月一日前においては、第一号(一)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしていない場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の一日当たりの平均的な排水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水の量が千立方メートル未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量及び浮遊物質質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 リットルにつきミリグラム）とする。
- 七 第一号(二)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となつた工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十八年四月一日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和五十八年一月一日とする。
- 八 一の工場又は事業場が二以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

二 名古屋港・庄内川等水域に係る上乘せ排水基準

工場又は事業場		下水道処理区域に所在するもの		既設の工場又は事業場		その他の地域に所在するもの		業種		項目及び許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム)		適用の日又は適用期間	
業種		全業種		畜産農業又はサ―ビス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業に供するものに限る。)		畜産食料品製造業		水産食料品、調味料又はめん類の製造業		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	
有害物質の種類及び許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム)		生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)		化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)		浮遊物質(括弧内は日間平均)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		銅含有量	
		二五〇 (二二〇)		一六〇 (一二〇)		八〇 (六〇)		二二〇 (二〇〇)		二二〇 (二〇〇)		八〇 (六〇)	
		二五〇 (二二〇)		一六〇 (一二〇)		八〇 (六〇)		二二〇 (二〇〇)		二二〇 (二〇〇)		八〇 (六〇)	
		七〇 (五〇)		二〇〇 (一五〇)		三〇 (二〇)		九〇 (七〇)		四〇 (三〇)		八〇 (六〇)	
		五											
		一〇						一〇		一〇			
		一											
		一											
		昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日		昭和四十八年六月二十四日							

既設の工場又は事業場

その他の地域に所在するもの

鉄鋼業	窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業				ゴム製品製造業	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）	化学工業		新聞業、出版業、印刷業又は製版業	パルプ、紙又は紙加工品の製造業		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業
	その他	製業	窯業原料（ウ）	窯業原料（ウ）			その他	医薬品製造業		その他	板紙製造業	
一日当たりの平均的な排出水の量が五十万立方メートル未満のもの	○シアン ・五											
(二五) (二〇)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(三〇) (二〇)	(四〇) (三〇)	(二五) (二〇)	九〇 (七〇)	(二二〇) (一〇〇)	七〇 (五〇)
(二五) (二〇)	(二〇) (二五)	(三〇) (二〇)				(三〇) (二〇)	六〇 (五〇)				一六〇 (一二〇)	七〇 (五〇)
(四〇) (三〇)	(三〇) (二〇)	(一五〇) (一二〇)	三〇〇 (二五〇)	二〇〇 (一五〇)	(三〇) (二〇)	(三〇) (二〇)	四〇 (三〇)	六〇 (五〇)	三〇 (二〇)	一一〇 (一〇〇)	一八〇 (一五〇)	九〇 (七〇)
二	二	二	二	二			三					
								一〇				
一	一						一	〇・五		〇・五		一
一	一								一			
昭和四十八年六月二十四日	昭和四十九年十月一日		昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日		昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日		昭和四十八年六月二十四日	昭和五十八年一月一日

業種	項目及び許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)		適用の日又は適用期間
	シアン化合物	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	
非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	昭和四十八年六月二十四日
ガス供給業	九〇 (七〇)	四〇 (三〇)	昭和五十八年一月一日
水道施設、工業用水道施設又は家用工業用水道の施設を有するもの	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	昭和五十八年一月一日
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	昭和四十八年六月二十四日
旅館業	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	昭和五十八年一月一日
病院	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	昭和五十八年一月一日
と畜業	八〇 (六〇)	八〇 (六〇)	昭和四十八年六月二十四日
地方卸売市場	五〇 (四〇)	七〇 (五〇)	昭和五十八年一月一日
廃油処理施設を有するもの		二五 (二〇)	昭和四十八年六月二十四日
自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動車両洗淨施設を除く。)を有するもの	五〇 (四〇)	七〇 (五〇)	昭和五十八年一月一日
自動式車両洗淨施設を有するもの	二五 (二〇)	七〇 (五〇)	昭和四十八年六月二十四日
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	昭和五十八年一月一日
		浮遊物質(括弧内は日間平均)	
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
		動植物油脂類	
		フェール含有量	
		銅含有量	

既設の工場又は事業場
その他の地域に所在するもの

備考

一 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域をいう。

二 生物化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する。

三 この表に掲げる上乘せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）並びに染色整理業に係る工場又は事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について、非金屬鉍業（窯業原料精製業を除く。）及びと畜業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

四 一 木曾川水域に係る上乘せ排水基準の表（以下「二の表」という。）備考第一号（二）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乘せ排水基準の適用の日が「昭和四十八年六月二十四日」とあるものについては、当該上乘せ排水基準の適用の日は、昭和五十八年一月一日とする。

五 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乘せ排水基準の適用の日（一の表備考第一号（二）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和四十八年六月二十四日」とあるものにあつては、昭和五十八年一月一日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和五十八年一月一日前においては、一の表備考第一号（二）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしていない場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の一日当たりの平均的な排水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水の量が千立方メートル未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排水について適用される上乘せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事をしていない場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事をしていない場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。

六 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準を適用する場合について準用する。

三 名古屋市内水域に係る上乘せ排水基準

工場又は事業場		下水道処理区域に所在するもの		既設の工場又は事業場		その他の地域に所在するもの		業種		項目及び許容限度(単位 一リットルにつきミリグラム)				適用の日又は適用期間		
全業種		畜産農業又はサービスマン(豚)施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。		一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの		パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		飲料製造業		その他		繊維工業又は繊維製品製造業		その他		その他
二五 (二〇)		一三〇 (一一〇)		一六〇 (一二〇)		八〇 (六〇)		一二〇 (一〇〇)		九〇 (七〇)		五〇 (四〇)		一〇〇 (八〇)		七〇 (五〇)
七〇 (五〇)		一六〇 (一二〇)		二〇〇 (一五〇)		八〇 (六〇)		九〇 (七〇)		七〇 (五〇)		六〇 (四〇)		六〇 (四〇)		九〇 (七〇)
五		一		一		一		一		一		一		一		一
一		一		一		一		一		一		一		一		一
昭和四十七年十月一日		昭和四十七年十月一日		昭和五十八年一月一日		昭和五十八年一月一日		昭和五十八年一月一日		昭和五十八年一月一日		昭和五十八年一月一日		昭和五十八年一月一日		昭和五十八年一月一日
生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)		浮遊物質(括弧内は日間平均)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		動植物油類		フェノール類含有量		銅含有量						

既設の工場
又は事業場

その他の地
域に所在す
るもの

木材薬品処理業	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	三	一	一	昭和四十七年十月一日
湿式繊維板製造業	一〇〇 (八〇)	八〇 (六〇)		一		昭和四十七年十月一日
化学工業	一〇〇 (八〇)	七〇 (五〇)	三			昭和四十八年四月一日
石油精製業（潤滑油再生業を含む。）	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)				
窯業又は土石 製品製造業	窯業原料精製業	二二五 (二〇)	一八〇 (一五〇)	二		昭和四十七年十月一日
	その他	二二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二		
鉄鋼業	二二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二	一	一	
非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	二二五 (二〇)	三〇 (二〇)			一	
ガス供給業又はコークス製造業	九〇 (七〇)	八〇 (六〇)				昭和四十八年四月一日
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの	二二五 (二〇)	三〇 (二〇)			一	昭和四十七年十月一日
旅館業	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)				昭和五十八年一月一日
病院	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)				昭和五十八年一月一日
と畜業又は死亡獣畜取扱業	八〇 (六〇)	八〇 (六〇)				昭和四十八年四月一日
自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動式車両洗淨施設を除く。）を有するもの	五〇 (四〇)	七〇 (五〇)				昭和五十八年一月一日
自動式車両洗淨施設を有するもの	二五 (二〇)	七〇 (五〇)				昭和四十七年十月一日
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)				昭和五十八年一月一日
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)				昭和五十八年一月一日

備考

一 この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

二 昭和四十三年九月十一日後において特定施設を設置した工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事をしていたものを除く。）であつて、政令附則第三項及び第四項の規定により排水基準を定める省令附則第二項の水質基準の適用を受けるものについては、この表に掲げる新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

三 既設の工場又は事業場に昭和四十八年四月一日（一の表備考第一号（二）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十七年十月一日」とあるものにあつては、昭和五十八年一月一日。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和五十八年一月一日前においては、一の表備考第一号（二）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（昭和四十八年四月一日において特定施設の設置の工事をしていない場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の一日当たりの平均的な排水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水の量が千立方メートル未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量及び浮遊物質質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位：リットルにつきミリグラム）とする。

四 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号並びに二 名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「二の表」という。）備考第一号及び第四号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。この場合において、一の表備考第一号（二）中「昭和四十八年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同表備考第七号中「昭和四十八年四月一日」とあるのは「昭和四十七年四月一日」と、二の表備考第四号中「昭和四十八年六月二十四日」とあるのは「昭和四十七年十月一日」と読み替えるものとする。

場は工既
事場設
業又の

その他の地
域に所在す
るもの

非鉄金属製造業、金属製品製造業 又は機械器具製造業（武器製造業 を含む。）	鉄鋼業	窯業又は土 石製品製造 業		化学工業		新聞業、出版業、印刷業又は製版 業	一般製材業、木材チップ製造業、 合板製造業又はパルプ製造業、 ド製造業	染色整理業	紡績業		食品製造業				
		電気用陶磁器製造 業	その他	発酵工業	その他				その他	洗毛施設を有する もの	その他	冷凍調理食品製造 業	でん粉又は化工で ん粉の製造業	動植物油脂製造業	
(二五) (二〇)	(二五) (二〇)	(二五) (二〇)	(二五) (二〇)	(六〇) (五〇)		(二五) (二〇)	(七〇) (五〇)	(五〇) (四〇)	(一〇〇) (八〇)	(二二〇) (二〇〇)	(六〇) (五〇)	(五〇) (四〇)	(八〇) (六〇)	(四〇) (三〇)	
(二五) (二〇)	(二五) (二〇)	(二五) (二〇)	(二五) (二〇)	(六〇) (五〇)	(九〇) (七〇)		(七〇) (五〇)	(五〇) (四〇)	(一〇〇) (八〇)		(六〇) (五〇)		(八〇) (六〇)		
(三〇) (二〇)	(四〇) (三〇)	(一五〇) (一二〇)	(三〇) (二〇)	(四〇) (三〇)	(七〇) (五〇)	(三〇) (二〇)	(九〇) (七〇)	(五〇) (四〇)	(一〇〇) (八〇)	(一八〇) (一五〇)	(七〇) (五〇)	(七〇) (五〇)	(九〇) (七〇)	(八〇) (六〇)	
	二	二	二	三											
					五			一〇	一〇		一〇	一〇	五	二〇	
	一			一			一								
一	一					一									
五															
五															
昭和四十七年十月 一日	昭和四十八年四月 一日	昭和四十七年十月 一日				昭和五十八年一月 一日	昭和四十七年十月 一日		昭和四十七年十月 一日	昭和五十八年一月 一日	昭和四十七年十月 一日	昭和五十八年一月 一日	昭和四十七年十月 一日		

既設の工場又は
工場事業場

その他の地域に所在するもの

業種	項目及び許容限度（単位：リットルにつきミリグラム）		適用の日又は適用期間
	生物化学的要素要求量（平均）	化学的要素要求量（平均）	
水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	二五 (二〇)	二五 (二〇)	昭和五十八年一月一日
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	昭和四十七年十月一日
旅館業	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	昭和五十八年一月一日
病院	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	昭和五十八年一月一日
と畜業又は死亡獣畜取扱業	八〇 (六〇)	八〇 (六〇)	昭和四十七年十月一日
地方卸売市場	五〇 (四〇)	七〇 (五〇)	昭和五十八年一月一日
自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動車車両洗淨施設を除く。）を有するもの	五〇 (四〇)	七〇 (五〇)	昭和五十八年一月一日
自動式車両洗淨施設を有するもの	三〇 (二〇)	七〇 (五〇)	昭和四十七年十月一日
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	昭和五十八年一月一日
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)	昭和五十八年一月一日
産業廃棄物処理施設を有するもの	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	昭和五十八年一月一日

		下水道処理区域に所在するもの		その他の地域に所在するもの		新設の工場又は事業場	
し尿処理施設を有するもの	下水道終末処理施設を有するもの	全業種	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	旅館業	し尿処理施設を有するもの	下水道終末処理施設を有するもの
(三〇〇)	(二二五)	(二二五)	(二二五)	九〇 (七〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	二五 (二〇)
(三〇〇)		(二二五)	(二二五)	九〇 (七〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	二五 (二〇)
(七〇)	九〇 (七〇)	(三〇)	(二二〇)	一〇〇 (八〇)	七〇 (五〇)	七〇 (五〇)	七〇 (五〇)
		二	二				
		一〇	一〇				
		一	一				
		一	一				
		五	五				
		五	五				
昭和四十七年十月一日	昭和四十七年四月一日	昭和四十七年四月一日	昭和四十七年四月一日	昭和五十八年一月一日	昭和四十七年四月一日	昭和四十七年四月一日	昭和四十七年四月一日

備考

一 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。

二 既設の工場又は事業場に昭和四十八年四月一日（一の表備考第一号（二）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用の日が「昭和四十七年十月一日」とあるものにあつては、昭和五十八年一月一日。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和五十八年一月一日前においては、一の表備考第一号（二）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（昭和四十八年四月一日において特定施設の設置の工事をしていない場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の一日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が千立方メートル未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られ

る値（単位　一リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事を行っている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。

三　一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号、二の表備考第一号、第二号及び第四号並びに三　名古屋市内水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「三の表」という。）備考第一号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。この場合において、一の表備考第一号（二）中「昭和四十八年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同表備考第七号中「昭和四十八年四月一日」とあるのは「昭和四十七年四月一日」と、二の表備考第四号中「昭和四十八年六月二十四日」とあるのは「昭和四十七年十月一日」と読み替えるものとする。

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度(単位)		適用の日又は適用期間			
工場又は事業場の設置場所		業種		項目及び許容限度(単位)		適用の日又は適用期間			
工場又は事業場の設置場所		業種		項目及び許容限度(単位)		適用の日又は適用期間			
既設工場又はその地域の場所	冷凍調理食品製造業	繊維工業又は繊維製品製造業	染色整理業	毛繊維加工業	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	五〇(四〇)	一リットルにつきミリグラム)	昭和五十八年一月一日	
					化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	七〇(五〇)			浮遊物質(括弧内は日間平均)
既設工場又はその地域の場所	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業	その他	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	七〇(五〇)	一リットルにつきミリグラム)	昭和五十八年一月一日	
					化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	九〇(七〇)			浮遊物質(括弧内は日間平均)
既設工場又はその地域の場所	化学工業	医薬品製造業	その他	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	八〇(六〇)	一リットルにつきミリグラム)	昭和五十八年一月一日		
				化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	九〇(七〇)			浮遊物質(括弧内は日間平均)	九〇(七〇)
既設工場又はその地域の場所	窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む)精製	その他	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	二五(二〇)	一リットルにつきミリグラム)	昭和四十八年六月二十四日		
				化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	二五(二〇)			浮遊物質(括弧内は日間平均)	二五(二〇)
既設工場又はその地域の場所	その他	その他	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	二五(二〇)	一リットルにつきミリグラム)	昭和四十九年四月一日			
			化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	二五(二〇)			浮遊物質(括弧内は日間平均)	二五(二〇)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量

場は工既
事場設
業又の

のにその他の地域
に所在するも

し尿処理施設を有するもの	産業廃棄物処理施設を有するもの	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（自動車洗浄施設を除く。）を有するもの	自動式車両洗浄施設を有するもの	と畜業	病院	旅館業	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	空き瓶卸売業	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）	鉄鋼業	その他
(三〇)	二五 (二〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)	二五 (二〇)	八〇 (六〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)
								九〇 (七〇)						
(七〇)	三〇 (二〇)	五〇 (四〇)	九〇 (七〇)	七〇 (五〇)	七〇 (五〇)	八〇 (六〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)	四〇 (三〇)	一五〇 (一二〇)
	三												二	二
	一												一	
	一											一	一	
昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日		昭和四十八年六月二十四日		昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日		昭和四十八年六月二十四日		昭和五十八年一月一日		昭和四十八年六月二十四日

新設工場又は事業場の所在地		既設工場又は事業場の所在地									
下水道処理区域に所在するもの		下水道処理区域に所在するもの									
全業種	全業種	全業種	全業種	項目及び許容限度(単位)	一リットルにつきミリグラム)	適用の日又は適用期間					
							生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	浮遊物質(括弧内は日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油類
畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	一〇〇 (八〇)					昭和五十八年一月一日
乳製品製造業	乳製品製造業	乳製品製造業	乳製品製造業	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	三〇 (二〇)					昭和四十八年四月一日
食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)	食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)	食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)	食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)					昭和四十八年四月一日
でん粉製造業	でん粉製造業	でん粉製造業	でん粉製造業	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	一〇					昭和四十八年四月一日
繊維工業又は繊維製品製造業	繊維工業又は繊維製品製造業	繊維工業又は繊維製品製造業	繊維工業又は繊維製品製造業	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	一〇					昭和五十八年一月一日
旅館業	旅館業	旅館業	旅館業	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	七〇 (五〇)					昭和四十八年四月一日
し尿処理施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	八〇 (六〇)					昭和四十八年四月一日
下水道終末処理施設を有するもの	下水道終末処理施設を有するもの	下水道終末処理施設を有するもの	下水道終末処理施設を有するもの	二五 (二〇)	二五 (二〇)	七〇 (五〇)					昭和四十八年四月一日

備考

一 この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。

二 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号並びに二の表備考第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

六 渥美湾・豊川等水域に係る上乘せ排水基準

工場又は事業場		下水道処理区域に所在するもの		全業種		項目及び許容限度(単位)		適用の日又は適用期間
工場又は事業場の業種		畜産農業又はサービスマン(豚房施設、牛房施設又は馬房施設)をその用に供するものに限る。		畜産食品製造業		一リットルにつきミリグラム)		
その他の地域に所在するもの		乳製品製造業		浮遊物質量(括弧内は日間平均)		抽出物質含有量		
蒸りゆう酒又は混成酒の製造業		その他		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		
清酒製造業		乳製品製造業		動物油脂類		銅含有量		
小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		その他		銅含有量		銅含有量		
水産食料品、調味料、米菓、ぶどう糖又は水あめの製造業		その他		銅含有量		銅含有量		
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		その他		銅含有量		銅含有量		
畜産食品製造業		その他		銅含有量		銅含有量		
その他		その他		銅含有量		銅含有量		
蒸りゆう酒又は混成酒の製造業	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
一六〇 (一一二〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日
清酒製造業	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
二二〇 (二〇〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日
小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
八〇 (六〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日
水産食料品、調味料、米菓、ぶどう糖又は水あめの製造業	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
二二〇 (二〇〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
二二〇 (二〇〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日
畜産食品製造業	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
二二〇 (二〇〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日
その他	畜産食品製造業	乳製品製造業	その他	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	昭和四十八年六月二十四日
二二〇 (二〇〇)	八〇 (六〇)	二二〇 (二〇〇)	二二〇 (二〇〇)	二二五 (二二〇)	五	一	一	昭和四十八年六月二十四日

工場設置の
業又の

その他の地
域に所在す
るもの

金属鉱業 製業又は非 業又は非	窯業、土石 製品製造 業又は非		化学工業	新聞業、出版業、 印刷業又は製版業	紙製造業	一般製材業、木材チップ製造業、合板製 造業又はパーティクルボード製造業	繊維工業 又は繊維 製品製造 業				豆腐製造業	でん粉製造業	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	
	その他	窯業原料 (うわ薬 原料を含む) 精製					その他	染色整理 業	毛紡績業又は整毛業(洗毛施 設を有するものに限る。)	毛織維加工業					
		一日当たりの平均 的な排出水の量が 五十立方メートル 以上のもの													一日当たりの平均 的な排出水の量が 十立方メートル以 上五十立方メー トル未満のもの
二五 (二〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二五 (二〇)	二二〇 (一〇〇)	七〇 (五〇)	一〇〇 (八〇)	一〇〇 (八〇)	五〇 (四〇)	二二〇 (一〇〇)	一六〇 (一二〇)	一六〇 (八〇)	一六〇 (一二〇)		
						七〇 (五〇)									
一五〇 (一二〇)	三〇〇 (二五〇)	二〇〇 (一五〇)	四〇 (三〇)	三〇 (二〇)	一八〇 (一五〇)	九〇 (七〇)	一〇〇 (八〇)	一〇〇 (八〇)	五〇 (四〇)	一八〇 (一五〇)	二〇〇 (一五〇)	八〇 (六〇)	二〇〇 (一五〇)		
二	二	二	三												
							一〇	一〇	一〇	三〇	一〇	五	二〇		
								一	一						
				一											
昭和四十八年六月 二十四日				昭和五十八年一月 一日	昭和四十八年六月 二十四日	昭和五十八年一月 一日	昭和四十八年六月 二十四日								

場は工既
事場設
業又の

るもの
域に所
の在す
の地

業種	項目及び許容限度(単位)		一リットルにつきミリグラム)		適用の日又は適用期間	
	生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類		
鉄鋼業	二五 (二〇)	二〇 (一五)	四〇 (三〇)	二	一	昭和四十八年六月二十四日
非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	二五 (二〇)		三〇 (二〇)		一	昭和四十八年六月二十四日
水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	二五 (二〇)		三〇 (二〇)		一	昭和五十八年一月一日
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの	二五 (二〇)		三〇 (二〇)		一	昭和四十八年六月二十四日
旅館業	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)			昭和五十八年一月一日
病院	四〇 (三〇)		九〇 (七〇)			昭和五十八年一月一日
と畜業	八〇 (六〇)		八〇 (六〇)			昭和四十八年六月二十四日
地方卸売市場	五〇 (四〇)		七〇 (五〇)	一〇		昭和五十八年一月一日
自動式車両洗浄施設を有するもの	二五 (二〇)		七〇 (五〇)			昭和四十八年六月二十四日
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	九〇 (七〇)			昭和五十八年一月一日
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	四〇 (三〇)		五〇 (四〇)			昭和五十八年一月一日
し尿処理施設を有するもの	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)	七〇 (五〇)			昭和四十八年六月二十四日
下水道終末処理施設を有するもの	二〇 (一〇)		七〇 (五〇)			昭和四十八年四月一日
豊橋市中島処理場						

新工場建設の場										既設工場			
その地域の施設										その地域の施設			
下水道処理区域に所在するもの										下水道処理区域に所在するもの			
下水道終末処理施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	旅館業	鉄鋼業	繊維工業又は繊維製品製造業	食品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）				畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	全業種		
					野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	乳製品製造業	でん粉製造業	その他			下水道終末処理施設を有するもの	その他	
二五 (二〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	二五 (二〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	九〇 (七〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)	六〇 (二〇)	
二五 (二〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	二〇 (一五)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	五〇 (四〇)	九〇 (七〇)	二五 (二〇)	二五 (二〇)		
七〇 (五〇)	八〇 (六〇)	七〇 (五〇)	三〇 (二〇)	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)	四〇 (三〇)	四〇 (三〇)	三〇 (二〇)	一〇〇 (八〇)	三〇 (二〇)	三〇 (二〇)	二二〇 (七〇)	
			二							二	二		
				一〇	一〇	五	一〇	一〇		一〇	一〇		
			〇・五	一						〇・五	〇・五		
			一							一	一		
昭和四十八年四月一日	昭和四十八年四月一日	昭和五十八年一月一日	昭和四十八年四月一日						昭和五十八年一月一日	昭和四十八年四月一日	昭和四十八年四月一日	昭和四十八年四月一日	昭和四十八年四月一日から規則で定める日まで

備考

一 この表に掲げる上乘せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル（旧公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）の廃止の際同法による水質基準の適用を受けていた業種に属する工場又は事業場（非金属鉱業、窯業原料精製業、と畜業及び死亡獣畜取扱業に係るもの並びにし尿処理施設のみを有するものを除く。）並びに畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）、と畜業及び死亡獣畜取扱業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。

二 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号並びに二の表備考第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準を適用する場合について準用する。

七 天竜川水域に係る上乗せ排水基準

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)						適用の日又は適用期間
		生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	浮遊物質(括弧内は日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物(質含有量)	動植物油類	フェノール類含有量	銅含有量	
既設の工場又は事業場	畜産農業又はサービスマン(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの	一六〇 (二二〇)	一六〇 (二二〇)				昭和五十八年一月一日
	一日当たりの平均的な排水の量が二十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの	一六〇 (二二〇)	二〇〇 (二五〇)		一〇			昭和五十八年一月一日
新設の工場又は事業場	畜産農業又はサービスマン(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	九〇 (七〇)	一〇〇 (八〇)	二	一〇	一	一	昭和四十八年四月一日
	全業種(畜産農業及びサービスマン(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。)	二五 (二〇)	三〇 (二〇)	二	一〇	一	一	昭和四十八年四月一日
新設の工場又は事業場	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	四〇 (三〇)	五〇 (四〇)					昭和五十八年一月一日
	旅館業	九〇 (七〇)	九〇 (七〇)					昭和五十八年一月一日
新設の工場又は事業場	砕石業	二五 (二〇)	一五〇 (一二〇)	二				昭和四十八年六月二十四日
	窯業原料精製業	二五 (二〇)	二〇〇 (一五〇)	二				昭和四十八年六月二十四日
新設の工場又は事業場	畜産食品製造業	二二〇 (二〇〇)	三〇 (二〇)		一〇			昭和五十八年一月一日
	畜産食品製造業	二二〇 (二〇〇)	三〇 (二〇)		一〇			昭和五十八年一月一日
新設の工場又は事業場	し尿処理施設を有するもの	四〇 (三〇)	八〇 (六〇)					昭和四十八年四月一日
	下水道終末処理施設を有するもの	二五 (二〇)	七〇 (五〇)					昭和四十八年四月一日

備考

一の表備考第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで並びに三の表備考第一号の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準を適用する場合について準用する。

付表

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B及びbは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
- a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
- B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
- b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量